

【大切なことですから、本欄を読んで必ず守ってください】

財団法人 日本水泳連盟

選手や役員の皆さんが広告・宣伝に利用されたときは、たとえ自分がそのつもりでなくても、競技者資格を失い水泳競技会に出場できなくなります。このようなことが起こらないように、本連盟は、競技場の「アリーナ」内で着たり、持ち込んだりするもの、たとえば水着やシャツ、トレーニングウェア、バッグなどのマークについて、次のように制限しています。また本人の意思がなくても写真が利用されたケースもあります。

ご承知のとおり、本連盟では競技者資格規定で、厳しく制限しており、たとえ本人の意思がなくても処罰の対象になります。

I マークについて

ついていてよいもの

- (1) 自分の氏名や、自分の所属するクラブ・チーム・学校の名称やマーク。
- (2) オリンピックや世界選手権などの競技会を表す文字やマーク。
- (3) 国旗や国または地域の名称(自分の国でなくてもよい)とか県や市の名称やマーク。
- (4) ひとつひとつの大きさが 20 平方センチ以下のマーク。

※マークの数に制限はありませんが、文字の入っているものは1つに限られます

- (5) 水着については、20 平方センチ以下のメーカーの商標名は、ウエストより上に1つ、ウエストより下に1つ許されます。ツーピースの水着に関しては、上部に1つ下部に1つが許されます。

これらの商標名は相互にすぐ隣接して置くことはできません。

◇皆さんがこの規則に違反していると思われるときは、大会総務や競技役員が注意をします。

その時は直ちに

- 1) その違反對象物を使わないようにするか
 - 2) テープなどを使い(水着は除く)、見えないようにするか
- どちらかの方法をとってください。

◇注意されても従わない場合、失格・当該競技会への出場を取消・競技者登録を抹消されるなどの処分を受けることになります。

なお、本件に関して疑問や不服があるときは大会総務に書類で申し出てください。

II 国内競技会での競泳水着の取扱いについて

日本水泳連盟ならびに加盟団体が主催する競技会(公式競技会)と公認された競技会(公認競技会)の競泳競技において着用できる水着は下記の通りです。

- (1) F I N Aの公認した水着を着用する事。
- (2) 重ね着は、禁止する。着用できる水着は一枚のみとする。
- (3) 水着あるいは身体へのテーピングは禁止する。
- (4) 水着への二次加工は禁止する。
- (5) 水着に記載する所属表示は 20 平方センチ以内とする。

◇規定に外れる水着を着用した記録は、各全国大会標準記録突破記録として認められず、ランキングにも反映されません。

◆ F I N A承認マーク例

